

## 「環境アセスメント学会役員選挙に関する規定」の改正について（案）

2024.3.30 JSIA 環境アセスメント学会役員選挙に係る TF

1. 題名を「環境アセスメント学会役員選挙に関する規程」に改める。
2. 条項の改正は、次のとおり。

なお、第 14 条を改正し、理事会が電磁的方法による選挙に関して細則の制定、改廃を行うこととする（3. 電磁的方法による選挙に関する細則 について 参照）。

条項	改正前	改正後	備考
(目的) 第 1 条	環境アセスメント学会規約（以下「規約」という）第 12 条に基づき、会長、理事及び監事（以下この規定では「役員」という）の選挙について必要な事項を定めるためにこの規定を定める	環境アセスメント学会規約（以下「規約」という）第 12 条に基づき、会長、理事及び監事（以下この規定では「役員」という）の選挙について必要な事項を定めるためにこの規定を定める。	
(被選挙資格) 第 2 条	役員は、規約第 12 条に定めるところにより、正会員の中から選出される。	変更なし	
(選挙資格) 第 3 条	役員は、総会で選出する場合を除き、投票で投票期間開始日の 60 日前に在籍する正会員によって選出する。ただし、当該選挙資格者が、投票期間の最終日において、正会員の資格を喪失した場合は、この者の投票を無効とする	役員は、総会で選出する場合を除き、投票で投票期間開始日の 60 日前に在籍する正会員（以下「有権者」という。）によって選出する。ただし、当該有権者選挙資格者が、投票期間の最終日において、正会員の資格を喪失した場合は、この者の投票を無効とする	「選挙資格のある正会員」については、「選挙資格者」と称していたが、「有権者」に変更する。

<p>(選挙の実施責任主体) 第 4 条</p>	<p>役員の選挙は、理事会によって選出された委員によって構成される環境アセスメント学会役員選挙管理委員会（以下「選挙管理委員会」という）によって実施し、理事会がその責任を負う。</p> <p>② 選挙管理委員会は、5 名の委員によって組織され、委員の互選によってその委員長を定める。</p> <p>③ 理事会は、選挙の公示の 1 ヶ月前までに第 1 項の委員を選出しなければならない。</p> <p>④ 選挙管理委員会の委員が、会長または監事の候補者となった場合は、理事会に申し出て、代わる者の選出を求めなければならない。</p>	<p>変更なし</p>	
<p>(選挙の公示) 第 5 条</p>	<p>選挙管理委員会は、投票期間最終日の 60 日前までに、第 3 条に基づき、<u>選挙資格のある正会員</u>に対して、選挙を実施すること、その投票期間及び開票日並びに選挙を<u>通信</u>で実施し及び立候補者を対象に実施するときはその旨その他の必要な事項を公示しなければならない。</p> <p>② 選挙を規約第 17 条の総会で行う場合は、規約第 20 条第 2 項の総会の招集通知への記載によって、前項の公示に変えることができる。</p>	<p>選挙管理委員会は、投票期間最終日の 60 日前までに、第 3 条に基づき、<b>有権者</b><u>選挙資格のある正会員</u>に対して、選挙を実施すること、その投票期間及び開票日並びに選挙を<b>電磁的方法により通信</b>で実施し及び立候補者を対象に実施するときはその旨その他の必要な事項を公示しなければならない。</p> <p>② 変更なし</p>	

<p>(会長の選挙) 第 6 条</p>	<p>会長の選挙は、原則として、第 3 条の<u>選挙資格者の通信投票</u>によって行う。ただし、緊急やむをえない場合は、総会における選挙によることができる。</p>	<p>会長の選挙は、原則として、第 3 条の<u>有権者選挙資格者の電子媒体を用いた投票（以下「電子投票」という。）通信投票</u>によって行う。ただし、緊急やむをえない場合は、総会における選挙によることができる。</p>	<p>但し書き について 第 1 期会長の選挙（2002.8.29 開票）、選任した経緯等によるものと考えられる。（なお、規定は、2003 年 10 月 4 日から施行）</p>
<p>第 7 条</p>	<p>前項の会長の選挙は、次の各号のいずれかに該当する候補者について実施する。 1 正会員のうち、自ら候補者として届け出た者 2 正会員 5 名以上が本人の同意を得て推薦し、候補者として届け出た者 ② 前項各号の候補者の届出は、選挙管理委員会に対して行うものとする。 ③ 前項の届出は、選挙管理委員会が定めた期日までに行わなければならない</p>	<p>変更なし</p>	<p>会長候補の届け出、または推薦については、従来どおり（届け出等の様式を HP ダウンロード、記載のうえ電子メールで選挙管理委員会（事務局）まで提出）</p>
<p>(<u>電子通信投票</u>による会長選挙の実施) 第 8 条</p>	<p>選挙管理委員会は、投票期間最終日の 30 日前までに、前条によって確定した会長選挙 候補者の氏名、所属、略歴及び所信を付した書面を、<u>投票用紙とともに選挙資格者に 送付しなければ</u>ならない。この場合において、候補者について</p>	<p>選挙管理委員会は、投票期間最終日の 30 日前までに、前条によって確定した会長選挙候補者の氏名、所属、略歴及び所信を付した<u>電磁的情報書面をインターネット上で有権者のみが閲覧できる方法で表示しなければならない。</u></p>	<p>・インターネット上で有権者のみが閲覧できる方法 学会 HP 上で、ID、パスワードで閲覧でき</p>

<p>の前条第 1 項各号の区分は、これを示さず、候補者を五十音順に配列して書面を作成するものとする。</p> <p>② <u>通信投票</u>による選挙は、選挙管理委員会が定める期間とし、期間の末日までに選挙管理委員会に到達した<u>投票用紙による投票</u>を有効投票とする。</p> <p>③ 選挙管理委員会は、前項の期間を遅くとも総会の 30 日前までとしなければならない。</p> <p>④ <u>投票用紙は、投票者の氏名が明らかにされない封筒に封入され、かつその封筒を投票者の氏名が明らかにされる封筒の中に封入される方法で送付されることを要するものとする。</u>選挙管理委員会は、開票にあたっては、まず投票者が<u>選挙資格ある者</u>であることを確認したのち、投票者が明らかにならない方法で、開票にあたらなければならない。</p>	<p><u>また、電子投票の方法に関する情報を投票用紙とともに有権者選挙資格者に電子媒体を利用した方法で送付しなければならない。</u>この場合において、候補者についての前条第 1 項各号の区分は、これを示さず、候補者を五十音順に配列して<u>電磁的情報書面</u>を作成するものとする。</p> <p>② <u>電子通信投票</u>による選挙は、選挙管理委員会が定める期間とし、期間の末日までに選挙管理委員会に到達した<u>電子媒体を利用した投票用紙による投票</u>を有効投票とする。</p> <p>③変更なし</p> <p>④投票用紙は、投票者の氏名が明らかにされない封筒に封入され、かつその封筒を投票者の氏名が明らかにされる封筒の中に封入される方法で送付されることを要するものとする。選挙管理委員会は、開票にあたっては、まず投票者が<u>有権者選挙資格ある者</u>であることを確認したのち、投票者が明らかにならない方法で、開票にあたらなければならない。</p>	<p>るようにすることを想定（総会 議案書の例参照）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電子投票の方法に関する情報</li> </ul> <p>具体的には、投票案内（投票方法並びに会長候補者所信、理事選挙被選挙人名簿、及び投票フォームの Web アドレス）、有権者が投票を行う Web ページ情報及び投票に使用する ID、パスワード等（なお、電子投票システムによって異なる場合がある。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電子媒体を利用した投票については、投票の秘密を確保できる方法によるものとすることを細則に規定する。</li> </ul>
--	---	---

			参考 電磁的選挙方法の細則案（環境法政策学会 2022.6.18）参照（※）
（ <u>電子通信投票</u> による会長の確定） 第 9 条	選挙管理委員会は、開票事務が終了した後、遅滞なく、理事会に開票の結果を報告しなければならない。 ② <u>通信投票</u> で有効投票総数のうち上位の得票を得た者をもって、会長選挙の当選者とし、理事会はこの結果を総会に報告してその承認を得なければならない。ただし、 <u>通信投票</u> の候補者が 2 名を下回るときは、有効投票の過半数を得なければ当選者とすることができない。 ③ 前項但書の規定の適用をうけその他の事情で、当選者を確定できないときは、再度選挙を行うものとする。この場合、第 6 条但書の規定の適用を妨げない。	変更なし  ② <u>電子通信投票</u> で有効投票総数のうち上位の得票を得た者をもって、会長選挙の当選者とし、理事会はこの結果を総会に報告してその承認を得なければならない。ただし、 <u>電子通信投票</u> の候補者が 2 名を下回るときは、有効投票の過半数を得なければ当選者とすることができない。 ③ 変更なし	
（理事の選挙） 第 10 条	理事の選挙は、会長を除く理事定数の半数以上で、理事会の定める員数の理事について、 <u>正会員のうちから第 3 条の選挙資格者による通信投票</u> によって行い、その余の理事については、理	理事の選挙は、会長を除く理事定数の半数以上で、理事会の定める員数の理事について、 <u>有権者のうちから正会員のうちから第 3 条の選挙資格者による電子通信投票</u> によって行い、その	・「5 名以内連記」について 5 名以内連記については、現在は第 8 回理

	事会が <u>通信投票</u> の結果選出される理事の専門分野、地域その他の事情を勘案して推薦する候補者について、総会において行う。	余の理事については、理事会が <u>電子通信投票</u> の結果選出される理事の専門分野、地域その他の事情を勘案して推薦する候補者について、総会において行う。	事会決定により規定されているが、新たに細則を定めて明示する。
( <u>電子通信投票</u> による理事選挙の実施等) 第 11 条	第 8 条及び第 9 条の規定は、理事の <u>通信投票</u> による選挙についてこれを準用する。ただし、第 8 条第 1 項の「前条によって確定した会長選挙候補者の氏名、所属、略歴及び所信を付した書面」はこれを「正会員の氏名、所属を記した書面」と読み替え、また、第 9 条第 2 項但書及び同条第 3 項はこれを準用しない。	第 8 条及び第 9 条の規定は、理事の <u>電子通信投票</u> による選挙についてこれを準用する。ただし、第 8 条第 1 項の「前条によって確定した会長選挙候補者の氏名、所属、略歴及び所信を付した電磁的情報書面」はこれを「正会員の氏名、所属を記した電磁的情報書面」と読み替え、また、第 9 条第 2 項但書及び同条第 3 項はこれを準用しない。	
(監事の選挙) 第 12 条	監事の選挙は、理事会が正会員のうちから推薦する候補者について、正会員の通信投票で行う。ただし、その補充選挙その他やむをえない場合は、総会で選挙を行うことができる。	監事の選挙は、理事会が正会員のうちから推薦する候補者について、正会員の <u>電子通信投票</u> で行う。ただし、その補充選挙その他やむをえない場合は、総会で選挙を行うことができる。	
( <u>電子通信投票</u> による監事の選挙) 第 13 条	第 8 条及び第 9 条の規定は、監事の <u>通信投票</u> による選挙にこれを準用する。ただし、第 8 条第 1 項の「前条によって確定した会長選挙候補者の氏名、所属、略歴及び所信を付した書面」はこれを「候補者の氏名、所属を記した書面」と読み替え、また、第 9 条第 2 項但書及び同条第	第 8 条及び第 9 条の規定は、監事の <u>電子通信投票</u> による選挙にこれを準用する。ただし、第 8 条第 1 項の「前条によって確定した会長選挙候補者の氏名、所属、略歴及び所信を付した電磁的情報書面」はこれを「候補者の氏名、所属を記した電磁的情報書面」と読み替え、また、第 9	

	3 項の準用については前条と同様とする。	条 第 2 項但書及び同条第 3 項の準用については前条と同様とする。	
( <u>細則</u> 、 委任) 第 14 条	この <u>規定</u> に定めない選挙の実施に関する事項は、選挙管理委員会が定める。	<u>電磁的方法による選挙に関する細則は、理事会が別途定める。</u> ②この <u>規程規定及び前項により定められた細則に定めのない</u> 選挙の実施に関する事項は、選挙管理委員会が定める。	新たに、理事会が決定する細則を定めることとする。
( <u>規程定</u> の改正) 第 15 条	この <u>規定</u> の改正は、理事会の議決により、総会の承認を得てこれを行う。	この <u>規程規定</u> の改正は、理事会の議決により、総会の承認を得てこれを行う。	
附則	1 この規定は、2003 年 10 月 4 日から施行する。 2 2008 年 4 月 11 日理事会の決議により、2008 年 5 月 17 日総会の承認を得て一部改正	1 変更なし 2 変更なし <u>3. 2024 年 3 月 ○○日理事会の決議により、2024 年 5 月 ○○ 日総会の承認を得て一部改正し、題名を「環境アセスメント学会役員選挙に関する規程」に改める。この規程は 2024 年 5 月○○日から施行する。</u>	

※： ア. 電子媒体を用いた投票については、投票に際して、投票者本人が有権者であるかどうかを選挙管理委員会が確認するために投票の一連の流れの中で投票者を確認する措置をとるが、投票の秘密は厳守する。(電磁的選挙方法の細則案 (環境法政策学会 2022.6.18))

### 3. 電磁的方法による選挙に関する細則 について

電磁的方法による選挙の導入に当たり、電子投票システムにより対処することが求められる事項等があることから、役員選挙規定第 14

条を改正して理事会決定により制定、改正を行うことができる細則を定めることとする。

細則については、総会において上記のとおり選挙規定が改正されることを想定して、第 12 期役員選挙に向けて検討し、理事会で審議、決定することとなる。

細則案は、別紙に提示するとおり。

別紙<sup>1</sup>

### 電磁的方法による選挙に関する細則（案）

条項	条文	説明
第 1 条	この細則は、環境アセスメント学会役員選挙に関する規程第 14 条第 1 項の規定に基づき、電磁的方法による選挙に関し必要な事項について定める。	参考 環境アセスメント学会役員選挙に関する規程（現行の規定の改正案）第 14 条第 1 項 （細則、委任） 第 14 条 電磁的方法による選挙に関する細則は、理事会が別途定める。
第 2 条	（有権者及び被選挙権者） 役員選挙の有権者及び被選挙権者は、選挙の投票期間開始日の 60 日前における選挙資格のある正会員とする。	環境アセスメント学会役員選挙に関する規定（以下「規定」という。）第 2 条に示す、被選挙権のある正会員、及び選挙権のある正会員（有権者）について、「選挙の投票期間開始日の 60 日前における選挙資格のある正会員」であることを明記する。

<sup>1</sup> 第 72 回理事会での議論により一部修正。



		<p>参考</p> <p>○規定 第2条 役員は、規約第12条に定めるところにより、正会員の中から選出される。</p> <p>○規定 第3条（改正案） 役員は、総会で選出する場合を除き、投票で投票期間開始日の60日前に在籍する正会員（以下「有権者」という。）によって選出する。ただし、当該有権者が、投票期間の最終日において、正会員の資格を喪失した場合は、この者の投票を無効とする。</p>
第3条	<p>（有権者名簿の作成）</p> <p>選挙管理委員会は、役員選挙の公示に先立ち、有権者名簿を作成しなければならない。</p>	<p>有権者名簿の作成は公示前に選挙管理委員会が作成、確認することを明示する。</p>
第4条	<p>（電子投票の実施方法）</p> <p>役員選挙は電磁的方法を用いて行い、次の各項に従う。</p> <p>一 投票は無記名投票とする。</p> <p>二 会長選挙の投票は会長候補1名の投票を有効とする。</p> <p>会長候補者が1名の場合は、信任投票と</p>	<p>一 規定第8条第4項（改正案）の趣旨を踏まえて投票の秘密を確保するため、従来「役員選挙の実施要領」に記載していた無記名投票であることを明記する。</p> <p>参考</p> <p>○規定 第8条第4項（改正案） 選挙管理委員会は、開票にあたっては、まず投票者が有権者であることを確認したのち、投票者が明らかにならない方法で、開票にあたらなければならない。</p> <p>二 従来理事会決定で規定されていた、会長候補1名の投票を有効であることを明確化し、従来役員選挙の実施要領で示されていた会長候補が1名の場合は信任投票となることを明示する。</p>

	<p>し、候補者について信任の可否を投票する。</p> <p>三 理事選挙の投票は、理事候補については5名以内の投票を有効とする。</p> <p>四 監事の選挙は、候補者の信任投票とし、各候補者について信任の可否を投票する。</p>	<p>三 二と同様に、理事候補については、5名以内の投票を有効とすることを示す。</p> <p>四 監事については、従来実施要領で示された信任投票であることを示す。</p> <p>参考</p> <p>○第8回理事会議事録</p> <p>投票は会長候補1名を、理事候補については、5名以内の投票を有効とする。(審議事項1)</p> <p>参考</p> <p>○規定 第8条第2項(改正案) 電子投票による選挙は、選挙管理委員会が定める期間とし、期間の末日までに選挙管理委員会に到達した電子媒体を利用した投票を有効投票とする。</p>
<p>第5条</p>	<p>(無効票の判定)</p> <p>選挙管理委員会は開票を管理し、個々の投票につき、以下の基準により無効票を判定する。</p> <p>一 投票締切時間を過ぎて電子投票の手続きが行われた場合</p>	<p>選挙管理委員会が無効票についての判断を行うこと及び無効票の条件を明確にする。</p> <p>一 規定によれば、「選挙期間の末日までに到達した電子媒体を利用した投票を有効投票とする。」とされているが、末日の締切り時刻を選挙管理委員会が指定した場合は、当該時刻を過ぎて到着した投票については無効とすることを明示する。締め切り時刻及びそれが日本標準時であることを、投票案内の選挙実施要領に明記する。</p>

	<p>二 他の会員のログイン情報を用いて投票を行った場合</p> <p>三 所定の電子投票の手続きによらず投票を行った場合</p>	<p>二 電子投票の手続きについて、有権者が自身のログイン情報を用いて投票を行ったもののみを有効票とすることを示す。</p> <p>三 選挙管理委員会が公示や投票依頼等で示した方法以外の方法によって（例 外部者によるハッキングによる投票の場合、正規のフォーマット以外のフォーマットを用いた投票の場合）投票した場合は無効票であることを示す。</p> <p>注：電子投票では、基本的に、掲載された候補者についてチェック印(○)をつけていく形になるので、以下の無効と判断する基準については不要とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・候補者以外の氏名を記載したもの。</li> <li>・理事の投票で同名連記したもの。</li> <li>・理事の投票で6名以上の記入をしたもの</li> <li>・判読不能のもの。</li> </ul> <p>参考</p> <p>○規定 第8条第2項（改正案） 電子投票による選挙は、選挙管理委員会が定める期間とし、期間の末日までに選挙管理委員会に到達した電子媒体を利用した投票を有効投票とする。</p>
<p>第6条</p>	<p>（理事の選挙の当選者の確定方法）</p> <p>理事の選挙の当選者の確定は、次の各項に従う。</p> <p>一 有効得票数がもっとも多いものから順次、</p>	<p>規定第10条の内容を具体的に記載する。また、有効得票数の等しい候補者があった場合の当選者の決定方法を明示する。</p> <p>参考</p> <p>○規定 第10条（改正案） 理事の選挙は、会長を除く理事定</p>

	<p>会長を除く理事定数の半数以上で、理事会の定める員数の者を当選者とする。</p> <p>二 前項の場合、最下位に有効得票数の等しい候補者が複数あるときは、選挙管理委員の立ち会いのもとに抽選によって順位を決定する。</p>	<p>数の半数以上で、理事会の定める員数の理事について、有権者のうちから電子通信投票によって行い、(以下略)</p>
第7条	<p>(情報の機密保護)</p> <p>選挙管理委員会は、電子投票システムの管理運営者と密に連絡をとり、投票者と投票結果に関する情報の機密保護に努める。</p>	<p>電子媒体を利用した投票については、投票の秘密を確保できる方法によるものとするを規定する。</p> <p>注： 電子投票システムの管理運営者とは、個人情報の取扱い全般に関する覚書を締結し、情報の機密保持に努めることとしている。</p>
第8条	<p>この細則は、理事会の決議により改定することができる。</p>	<p>改正について規定。</p>
附則	<p>1. この細則は、2024年5月〇〇日から施行する。</p> <p>2. この細則施行後の最初の役員選挙に限り、電子投票をすることが難しい特別な事情があると選挙管理委員会が認める場合は、第4条の定めにかかわらず通信投票によることができる。</p>	<p>[予定]</p> <p>電子投票が不可能と認められる有権者について電子投票システムを導入した最初の選挙である第12期役員選挙に限り、選挙管理委員会の判断により従来の通信投票によって投票することができることを明記する。</p> <p>参考</p> <p>○規定 第6条 (改正案) 会長の選挙は、原則として、第3条の有権者の電子媒体を用いた投票(以下「電子投票」という。)に</p>

		よって行う。(以下略)
--	--	-------------

## 参考

### 「環境アセスメント学会役員選挙に関する規程」(案)

#### (目的)

第 1 条 環境アセスメント学会規約（以下「規約」という）第 12 条に基づき、会長、理事及び監事（以下この規程では「役員」という）の選挙について必要な事項を定めるためにこの規程を定める。

#### (被選挙資格)

第 2 条 役員は、規約第 12 条に定めるところにより、正会員の中から選出される。

#### (選挙資格)

第 3 条 役員は、総会で選出する場合を除き、投票で投票期間開始日の 60 日前に在籍する正会員（以下「有権者」という。）によって選出する。ただし、当該有権者が、投票期間の最終日において、正会員の資格を喪失した場合は、この者の投票を無効とする。

#### (選挙の実施責任主体)

第 4 条 役員選挙は、理事会によって選出された委員によって構成される環境アセスメント学会役員選挙管理委員会（以下「選挙管理委員会」という。）によって実施し、理事会がその責任を負う。

- 2 選挙管理委員会は、5 名の委員によって組織され、委員の互選によってその委員長を定める。
- 3 理事会は、選挙の公示の 1 ヶ月前までに第 1 項の委員を選出しなければならない。
- 4 選挙管理委員会の委員が、会長または監事の候補者となった場合は、理事会に申し出て、代わる者の選出を求めなければならない。

#### (選挙の公示)

第 5 条 選挙管理委員会は、投票期間最終日の 60 日前までに、第 3 条に基づき、有権者に対して、選挙を実施すること、その投票期間及び開票日並びに選挙を電磁的方法により実施し及び立候補者を対象に実施するときはその旨その他の必要な事項を公示しなければならない。

- 2 選挙を規約第 17 条の総会で行う場合は、規約第 20 条第 2 項の総会の招集通知への記載によって、前項の公示に変えることができる。

#### (会長の選挙)

第 6 条 会長の選挙は、原則として、第 3 条の有権者の電子媒体を用いた投票（以下「電子投票」という。）によって行う。ただし、緊急やむをえない場合は、総会における選挙によることができる。

#### (会長選挙の候補者の選出)

第 7 条 前条の会長の選挙は、次の各号のいずれかに該当する候補者について実施する。

- 一 正会員のうち、自ら候補者として届け出た者

二 正会員 5 名以上が本人の同意を得て推薦し、候補者として届け出た者

- 2 前項各号の候補者の届出は、選挙管理委員会に対して行うものとする。
- 3 前項の届出は、選挙管理委員会が定めた期日までに行わなければならない  
(電子投票による会長選挙の実施)

第 8 条 選挙管理委員会は、投票期間最終日の 30 日前までに、前条によって確定した会長選挙候補者の氏名、所属、略歴及び所信を付した電磁的情報をインターネット上で有権者のみが閲覧できる方法で表示しなければならない。また、電子投票の方法に関する情報を有権者に電子媒体を利用した方法で送付しなければならない。この場合において、候補者についての前条第 1 項各号の区分は、これを示さず、候補者を五十音順に配列して電磁的情報を作成するものとする。

- 2 電子投票による選挙は、選挙管理委員会が定める期間とし、期間の末日までに選挙管理委員会に到達した電子媒体を利用した投票を有効投票とする。
- 3 選挙管理委員会は、前項の期間を遅くとも総会の 30 日前までとしなければならない。
- 4 選挙管理委員会は、開票にあたっては、まず投票者が有権者であることを確認したのち、投票者が明らかにならない方法で、開票にあたらなければならない。  
(電子投票による会長の確定)

第 9 条 選挙管理委員会は、開票事務が終了した後、遅滞なく、理事会に開票の結果を報告しなければならない。

- 2 電子投票で有効投票総数のうち上位の得票を得た者をもって、会長選挙の当選者とし、理事会はこの結果を総会に報告してその承認を得なければならない。ただし、電子投票の候補者が 2 名を下回るときは、有効投票の過半数を得なければ当選者としてすることができない。
- 3 前項但書の規定の適用をうけその他の事情で、当選者を確定できないときは、再度選挙を行うものとする。この場合、第 6 条但書の規定の適用を妨げない。

(理事の選挙)

第 10 条 理事の選挙は、会長を除く理事定数の半数以上で、理事会の定める員数の理事について、有権者のうちから電子投票によって行い、その余の理事については、理事会が電子投票の結果選出される理事の専門分野、地域その他の事情を勘案して推薦する候補者について、総会において行う。

(電子投票による理事選挙の実施等)

第 11 条 第 8 条及び第 9 条の規定は、理事の電子投票による選挙についてこれを準用する。ただし、第 8 条第 1 項の「前条によって確定した会長選挙候補者の氏名、所属、略歴及び所信を付した電磁的情報」はこれを「正会員の氏名、所属を記した電磁的情報」と読み替え、また、第 9 条第 2 項但書及び同条第 3 項はこれを準用しない

(監事の選挙)

第 12 条 監事の選挙は、理事会が正会員のうちから推薦する候補者について、正会員の電子投票でこれを行う。ただし、その補充選挙その他やむをえない場合は、総会で選挙を行うことができる

(電子投票による監事の選挙)

第 13 条 第 8 条及び第 9 条の規定は、監事の電子投票による選挙にこれを準用する。ただし、第 8 条第 1 項の「前条によって確定した会長選挙候補者の氏名、所属、略歴及び所信を付した電磁的情報」はこれを「候補者の氏名、所属を記した電磁的情報」と読み替え、また、第 9 条第 2 項但書及び同条第 3 項の準用については前条と同様とする。

(細則、委任)

第 14 条 電磁的方法による選挙に関する細則は、理事会が別途定める。

2 この規程及び前項により定められた細則に定めのない選挙の実施に関する事項は、選挙管理委員会が定める

(規程の改正)

第 15 条 この規程の改正は、理事会の議決により、総会の承認を得てこれを行う。

附 則

1 この規定は、2003 年 10 月 4 日から施行する。

2 2008 年 4 月 11 日理事会の決議により、2008 年 5 月 17 日総会の承認を得て一部改正

3 2024 年 3 月〇〇日理事会の決議により、2024 年 5 月〇〇日総会の承認を得て一部改正し、題名を「環境アセスメント学会役員選挙に関する規程」に改める。この規程は 2024 年 5 月〇〇日から施行する。